

	省エネ性能※1			税制 住宅ローン減税 借入限度額	補助金額※2※3			住宅ローン 【フラット35】※3※4 金利下げ内容
	断熱	一次エネ	再エネ等		こどもエコ すまい支援事業	ZEH 支援事業	地域型住宅 グリーン化事業	
①『ZEH』 (建設地要件なし) ②Nearly ZEH (寒冷地、低日射地域、 都市部狭小地、多雪地域) ③ZEH Oriented (都市部狭小地、多雪地域)	5※6	6	①導入 ▲100%以上 ②導入 ▲75%以上 ▲100%未満 ③基準なし	令和5年までに入居 4,500万円 令和6年以降に入居 3,500万円	100万円/戸 予算上限に達したため、 交付申請の 受付終了	55万円/戸 ※別途「蓄電システム利用」 等による加算措置あり	最大70万円/戸 ※別途「地域材利用」等による 加算措置あり	【フラット35】S (ZEH)
②Nearly ZEH (寒冷地、低日射地域、 都市部狭小地、多雪地域以外の地域)	5※6	6	基準なし				対象外	
・ZEH水準 省エネ住宅※5 ・ZEH住宅※5 上記①~③を除く	5※6	6	基準なし					
認定低炭素住宅	5※6	6	導入 ▲50%以上	令和5年までに入居 5,000万円 令和6年以降に入居 4,500万円		対象外	最大70万円/戸 ※別途「地域材利用」等による 加算措置あり	【フラット35】S(金利プラン)と 【フラット35】維持保全型の併用
認定長期優良住宅	5	6	基準なし					
省エネ基準 適合住宅※5	4※6	4	基準なし	令和5年までに入居 4,000万円 令和6年以降に入居 3,000万円	対象外			【フラット35】の金利 (金利下げなし)
その他の住宅	4未満	4未満	基準なし	令和5年までに入居 3,000万円 令和6年以降に入居 0円※7				【フラット35】の利用不可※8

予算上限に達したため、
交付申請の
受付終了

各補助金は原則併用不可

高効率給湯器の設置を対象とした補助金「給湯省エネ事業」のご紹介

給湯省エネ事業※2とは、住宅の省エネ性能によらず、以下の要件を満たす高効率給湯器を設置する場合にご利用いただける補助金です（いずれか二台まで）。

対象設備 ①家庭用燃料電池（エネファーム）（補助金額15万円/台）、②電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）（補助金額5万円/台）、③ヒートポンプ給湯機（エコキュート）（補助金額5万円/台）

※1「断熱」は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく住宅性能表示制度の断熱等性能等級を、「一次エネ」は同制度に基づく一次エネルギー消費量等級を表します。「再エネ等」は再生可能エネルギー等の導入の要否と再生可能エネルギー等を含んだ場合の一次エネルギー消費量削減率を表します。 ※2こどもエコすまい支援事業、ZEH支援事業、地域型住宅グリーン化事業、給湯省エネ事業はいずれも原則併用はできません。各補助金には本資料に記載の事項以外にも条件があります。詳細は各補助金に関するホームページをご確認ください。 ※3こどもエコすまい支援事業、ZEH支援事業、地域型住宅グリーン化事業、【フラット35】S、【フラット35】維持保全型は、住宅が「土砂災害特別警戒区域」に掛かっている場合は利用できません。 ※4【フラット35】をご利用いただく場合は、断熱構造（結露の発生を防止する対策に関する基準を含む）、住宅の規格、配管設備の点検等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご確認ください。 【フラット35】Sおよび【フラット35】維持保全型での金利引下げには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。 ※5「ZEH水準省エネ住宅」および「省エネ基準適合住宅」は住宅ローン減税制度の対象として位置づけられた住宅を、「ZEH住宅」はこどもエコすまい支援事業の対象として位置づけられた住宅をいいます。詳細は住宅ローン減税制度に関するホームページ (https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/tk2_000017.html) およびこどもエコすまい支援事業に関するホームページ (https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/) をご確認ください。 ※6結露の発生を防止する対策に関する基準を除きます。 ※7令和5年までに新築の建築確認を受けた住宅又は令和6年6月末までに竣工済の住宅については、借入限度額2,000万円（控除期間10年）まで住宅ローン減税の対象となります。 ※8【フラット35】では、令和5年4月以降設計検査等申請分から省エネ基準への適合が必須となっています。

【フラット35】について詳しくは、フラット35サイトでご確認ください。

【フラット35】に関するお問い合わせ先

<https://www.flat35.com>

フラット35 検索



0120-0860-35

通話
無料

土日も営業しています（祝日、年末年始を除く。）
営業時間 9:00 ~ 17:00